

表15 7年度飼料等検査状況

	国	県	合計
立入検査回数	569	1,044	1,613
現地指導件数	159	68	227
収去件数	1,914	2,277	4,191
飼料	1,651	2,277	3,928
飼料添加物	263	—	263
収去品の試験結果			
正常件数	1,861	2,249	4,110
飼料	1,600	2,249	3,849
飼料添加物	261	—	261
違反件数	53	28	81
飼料	51	28	79
飼料添加物	2	—	2

## 第8節 家畜衛生対策

### 1 家畜防疫

#### (1) 家畜伝染病予防事業の実施

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の規定に基づき、家畜の伝染性疾病的発生予防のための各種検査、注射、消毒、薬浴及び家畜伝染病の発生時におけるまん延防止措置を計画的に実施した結果、7年における家畜の伝染性疾病的発生は、一部の疾病で限局的発生を見たものの、全般的には比較的平静に推移した。

結核病は、6県で9戸10頭の発生が確認されたが、発生は引き続き低いレベルにとどまっている。ブルセラ病については平成5年以降発生はなかったが、7月に1戸1頭の発生があった。

ヨーネ病は15道府県で90戸260頭の発生が確認され

た（羊ヨーネ病2戸3頭を含む）。

豚丹毒は、30都道府県で1,120戸、2,380頭の発生が確認された。

届出伝染病の発生についても、一部の疾病を除き総じて平静に推移した。このうち豚のオーエスキ一病については、9県で18戸545頭の発生が確認され、前年より大幅に増加した。

7年度には、家畜の伝染性疾病的発生予防及び家畜伝染病のまん延防止に要した家畜伝染病予防費として9億1,209万円を支出した。

#### (2) 自衛防疫事業の推移

畜産農家による家畜疾病的発生予防等を効果的に推進することを目的に畜家畜産物衛生指導部会が実施している自衛防疫強化対策事業において、予防接種事業として、豚コレラ1,366万頭、ニューカッスル病1億5,500万羽、鶏伝染性気管支炎9,860万羽（ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合を含む）、牛流行性感冒16万頭、牛伝染性鼻気管炎74万頭及びアカバネ病32万頭の予防注射を実施した。

このほか異常乳の発生予防事業を実施するとともに動物用医薬品の適正使用について農家を指導した。

これらの事業に要した7年度の国庫補助金は8億829万円であった。

また、オーエスキ一病の清浄化を図るために、61年度から行っているオーエスキ一病清浄化対策事業を継続して実施した。

### 2 輸出入検疫

7年における動物及び畜産物の輸出入検疫状況を表

表16 7年家畜伝染病発生状況

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
流行性感冒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流行性脳炎(豚)	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
炭疽	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
気腫疽	3	0	0	1	4	1	1	0	0	0	0	1	11
ブルセラ病	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
結核病	1	0	2	0	1	1	1	0	0	1	2	1	10
ヨーネ病(牛)	10	33	34	9	7	19	22	30	19	21	15	38	257
(めん羊)	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	3
ピロプラズマ病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アナプラズマ病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
馬伝染性貧血	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚コレラ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚水胞病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚丹毒	575	321	167	161	180	133	126	94	118	208	135	162	2,380
ニューカッスル病(羽)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ひな白痢(羽)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
腐蛆病(群)	1	1	4	31	37	27	50	62	294	151	3	0	661

17に示した。輸出入検疫の概況は以下のとおりである。

動物の輸入は、主要家畜の輸入頭数が全体で増加傾向にあり、対前年比110.8%となった。牛では繁殖牛が増加したが、食肉の輸入増、無税子牛の割当中止等の影響により肥育用素牛が減少し、全体で対前年比95.7%となった。馬では競走馬を中心として輸入の増加傾向が続いている、対前年比で141.6%となった。豚においても対前年比129.7%と増加している。

動物の輸出は牛で対前年比258.3%，馬では144.4%といずれも増加傾向にある。

畜産物の輸入は、肉類が依然として増加傾向にあり対前年比で117.3%，その他骨類、卵類、皮類が増加しており、全体で対前年比113.9%となった。

畜産物の輸出は肉類、皮類が減少傾向にあり、全体で対前年比93.0%となった。

表17 7年の輸出入検疫数量  
(単位=動物:頭羽、畜産物:t)

	輸出	輸入
牛	93	10,788
豚	-	708
総 山 羊	-	23
馬	65	3,444
兔	80	5,881
初生ひな	34,244	1,518,089
犬	2,412	17,734
指定外動物	153,545	639,536
骨類	139	174,570
肉類	8,265	2,130,379
臓器類	1,121	68,180
卵類	71	20,093
皮類	60,025	169,067
毛類	224	29,595
ミール類	18	238,766
指定外畜産物	6,285	18,912

### 3 獣医事

#### (1) 獣医療体制整備の推進

獣医療需要の多様化、高度化等に対応し的確な獣医療の確保を図るために、獣医療法(平成4年5月)に基づく獣医療計画制度により、国が定めた基本方針に即して都道府県が都道府県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画を定め、国と都道府県が一体となって獣医療提供体制の整備を推進している。

#### (2) 獣医師法第16条の2に基づく臨床研修

獣医師法第16条の2に基づき、診療を業務とする獣医師は、免許を受けた後も、大学の獣医学に関する学部若しくは学科の付属施設である飼育動物の診療施設又は農林水産大臣の指定する診療施設において臨床研

#### 修に努めることとされている。平成7年度においては、2大学及び10指定施設において、41名の臨床研修が行われた。

#### (3) 第47回獣医師国家試験

第47回獣医師国家試験は、8年3月5日及び6日の2日間、全国3試験地で行われ、受験者1,182名中998名(84.4%)が合格し、獣医師免許資格を得た。

#### (4) 獣医事審議会

獣医師法第24条の規定により獣医事審議会が設置されており、本審議会の総会、試験部会及び免許部会が開催され、①第47回獣医師国家試験の実施、②獣医師法第12条に基づく獣医師国家試験予備試験の受験資格の認定(認定者2名)、③獣医師法第8条に基づく免許の取消し、等について審議が行われた。

### 4 家畜保健衛生所

7年度末における家畜保健衛生所数は全国198か所で、職員数は獣医師職員2,124名、事務系・その他職員371名となっている。

#### (1) 家畜保健衛生所の施設整備

家畜保健衛生所の機能の充実を図るために、家畜衛生施設整備事業により、次の施設・機器の整備を実施した。

##### ア 無煙無臭焼却施設

家畜保健衛生所では家畜の病理解剖等病性鑑定に伴う動物性廃棄物の完全殺菌焼却処理の必要性があるが、従来の焼却炉では悪臭防止法規制物質やばいじんの発生防止の措置を講ずることは困難となっている。環境保全を指導する立場にある公共機関として環境の浄化に努めるため、無煙無臭の焼却施設を3県3か所の家畜保健衛生所に設置した。

##### イ 検査能率向上施設

家畜保健衛生所は、40年代に再編整備されて以来、その機能の充実が図られてきたが、最近における家畜頭羽数の増加、経営形態の大型化、集団化等に伴う家畜飼養形態の変化による家畜疾病の発生の複雑・多様化等により、検査業務量が増加し、また、業務の範囲が拡大していることから、各種検査能率の向上を図るために酵素抗体測定装置等機器を27都道府県57か所の家畜保健衛生所に整備した。

##### ウ 疫学診断機能向上施設

畜産経営の大規模化、集約化等飼養形態の変化の中で目立ってきているウイルス、細菌の関与する慢性疾患の防あつには、病原ウイルス、細菌等の血清型の差異を迅速かつ的確に把握することが必要である。

このため、疾病の血清型を迅速かつ簡易に診断する

ための疫学診断機器及び当該診断に必須な動物接種機器等を13県18か所に整備した。

### (2) 家畜衛生に関する各種指導等

家畜の種類及び地域の実情に応じた総合的な家畜衛生に関する各種指導を畜産農家等を対象として行うことにより畜産の進展に即応した家畜衛生技術の浸透及び定着を図るとともに、地域の実情に応じた家畜衛生対策を重点的に実施することにより各地域の畜産の発展に資するため、家畜衛生対策事業を家畜保健衛生所が中心となって行ってきた。

この事業のうち、家畜衛生技術指導事業については、前年度に引き続き、7年度は、①地域の畜産農家、畜産技術者等が参考して地域における総合的な家畜衛生対策の推進を協議する「家畜衛生対策推進会議」、②モニター農家、民間獣医師を通じて家畜衛生情報及び動物用医薬品の副作用に関する情報を収集するとともに、それら情報を地域にフィードバックする「情報収集広報」、③家畜衛生思想の普及、各種慢性疾病等の予防による家畜の損耗防止を図る「巡回指導」、④獣医師による診断等のサービスが充分に受けられない地域を対象に、重点的な家畜衛生思想の普及及び家畜衛生技術の浸透を図る「無獣医地域パトロール」、⑤乳肉複合経営農家における飼養衛生管理改善のための検査・指導を行う「乳肉複合経営衛生対策」、⑥流通段階における動物用医薬品の品質確保を図る動物用医薬品品質確保対策」、⑦診療獣医師による効果的な保健衛生指導を実施できる体制を確立するための検討会の開催及びモデル獣医師による診療効率化のための保健衛生指導を実施する「産業動物診療効率化対策」、また、畜産物生産衛生管理対策事業については、①家畜疾病診断に係る衛生情報処理体制の整備、家畜疾病的診断・衛生管理指導及び家畜衛生対策プログラムの開発を行う「畜産物生産衛生指導体制整備」、②養豚農場に新しい衛生管理技術システムを導入・指導し、その評価を行う「養豚新衛生管理技術システム確立」、家畜異常産防除対策においては、牛及び豚について、異常産の発生実態調査及び原因究明を実施し、また、鶏卵の衛生的な生産体制の確立のため、モニタリング衛生検査、衛生対策の指導・実施を行う「鶏卵衛生モニタリング体制整備」、さらに沖縄県、八重山地域を中心にピロプラズマ病を媒介するオウシマダニの撲滅を図る「沖縄牧野ダニ撲滅対策」を各々実施した。

### (3) 第36回全国家畜保健衛生業績発表会

第36回全国家畜保健衛生業績発表会は、4月20日、21日千代田区公会堂において開催され、全国各ブロック代表48名により家畜保健衛生所の日常業務に関連し

た業務の運営、調査、研究等が発表され、農林水産大臣賞2題、畜産局長賞22題が選出され、賞状が授与された。

## 5 動物薬事

### (1) 薬事法制度の概況

医療用具の多様化、高度化に対応し、医療用具の品質、有効性及び安全性の一層の確保を図ること等を趣旨とする薬事法の一部を改正する法律が平成7年7月1日付けで施行された。これに伴い政省令の改正等が行われ、動物用医療用具の製造管理及び品質管理の方法に関する基準の制定、許可の有効期間の延長等が行われた。

### (2) 動物用医薬品等製造（輸入販売）業許可及び承認状況（平成7年1月1日から12月31日）

ア 薬事法第12条第1項の規定に基づく製造業の許可件数は、医薬品18件、医薬部外品4件及び医療用具18件であり、また、同法第22条第1項の規定に基づく輸入販売業の許可件数は、医薬品23件、医薬部外品3件及び医療用具16件であった。

イ 同法第14条第1項の規定に基づき承認された品目数は、製造については医薬品86品目、医薬部外品77品目及び医療用具20品目であり、また、輸入については医薬品65品目、医薬部外品6品目及び医療用具14品目であった。

### (3) 動物用医薬品の再評価

薬事法第14条の5（同法第23条において準用する場合を含む。）の想定に基づき、承認、許可を受け市販されている動物用医薬品を有効性、安全性等の面から現在の学問水準に合わせて見直す再評価制度を実施している。

この見直し手続は、承認されている動物用医薬品の全品目について、通常5年ごとのスクリーニング作業を行い、問題が問われる成分を再評価を受けるべき医薬品として指定し、再評価を行うこととしている。平成7年度に見直しの対象となる107成分について、平成7年6月に関係者に通知し、スクリーニング作業を実施した。

### (4) 動物用医薬品の使用の規制

動物用医薬品のうち、適正に使用されなければ畜産物等に残留し、人の健康を損うおそれのある医薬品については、動物用医薬品の使用の規制に関する省令（昭和55年農林水産省令第42号）により適正な使用を確保しているところである。

薬事法第83条の2第1項に基づき、使用規制の対象医薬品の追加、使用対象動物の追加等を行った。同省

令の一部を改正する省令は、7年6月5日(平成7年農林水産省令第36号)、7年12月19日(平成7年農林水産省令第69号)付で公布された。

#### (5) 国家検定状況

薬事法第43条第1項の規定に基づき、動物医薬品検査所が実施した7年度の国家検定状況は次のとおりである。なお、7年10月1日から抗生物質製剤の検定を廃止した。

##### ア 生物学的製剤(受付件数768件)

合格	759件
不合格	5件
取り下げ	4件

##### イ 抗生物質製剤(受付件数508件)

合格	508件
不合格	0件
取り下げ	0件

#### (6) 薬事監視事務打ち合わせ会議

薬事監視事務打ち合わせ会議は、動物用医薬品等に関する薬事監視の円滑化を図るために都道府県の薬事監視員を対象に実施している。7年度は11月1日に開催し、薬事法関係政省令の改正等の説明、薬事監視指導上の諸事項について協議検討を行った。

#### (7) 規制緩和の実施状況

動物用医薬品等は畜産経営における重要な生産資材であり、その価格低減の推進等を図る観点から、「規制緩和推進計画」に基づき、製造(輸入)承認手続きの簡素化、製造(輸入)及び品質確保の合理化、輸入の容易化等19項目について規制緩和措置を講じた。

## 6 技術普及

家畜衛生講習会規程に基づく家畜衛生講習会は、家畜の多頭飼育の進展等に伴う家畜衛生事情の変化に対応し、家畜衛生技術の普及を図るために実施している。受講者は地域の家畜衛生関係技術者に対して伝達講習を行って習得技術を速やかに普及するとともに、種々の事業等を通じて畜産関係技術者及び畜産農家に対し家畜衛生に関する知識及び技術の普及浸透を図っている。7年度は家畜衛生試験場の本・支場、千葉県農業共済連で12回開催され、延べ268名が受講した。このうち都道府県職員257名、その他農林水産省職員11名となっている。各講習会の種類、回数及び受講人数は表18のとおりである。

表18 7年度家畜衛生講習会

種類	回数	受講人員		計
		県職員	その他	
基本講習会	1	48	2	50
総合講習会	1	48	2	50
特殊講習会	9	161	7	168
鶏疾病	1	24	1	25
豚疾病	1	29	3	32
牛疾病	1	33	3	36
繁殖障害	1	21	0	21
病性鑑定	4	28	0	28
経済疫学	1	26	0	26
計	11	257	11	268

## 7 広報関係

家畜衛生に関する広報活動の一環として、家畜衛生週報を発行し、内外の家畜衛生事業に関する情報を全国の家畜衛生機関に迅速に提供して的確な家畜衛生行政の推進に努めるとともに、家畜衛生統計及び家畜伝染病発生月報を印刷配布した。

## 8 國際関係

### (1) 國際会議

第63回国際獣疫事務局(OIE)総会が7年5月にパリの本部で開催され、衛生課長及び家畜衛生試験場海外病研究部長が出席した。

また、APEC農業技術専門家会合出席のために6月に台湾へ、WTO/SPS委員会出席のために6、11月及び8年3月にスイスへ、動物検疫に関するFAO専門家協議会出席のために8月にタイへ、第9回残留動物用医薬品規格部会出席のために11月にフランスへ、第19回OIEアジア・極東及びオセアニア地域委員会会合出席のために11月にマレーシアへ、第2回東南アジアの口蹄疫に関するOIE委員会出席のため8年2月にラオスへ、それぞれ衛生課及び動物検疫所から担当官が出席した。

### (2) 國際事務

各国の家畜衛生状況等をOIE速報及び月報、各国からの報告書により把握し、家畜衛生週報に適宜掲載するとともに、我が国の家畜伝染病発生月報を各国に送付した。また、動畜産物の輸入にあたり、各国と家畜衛生条件を取り決めた。

### (3) その他の

我が国に輸出される中国産牛及び豚の出國立会及び家畜衛生事情調査に7年5月、10月、8年3月に中国へ、非清浄国の加熱処理施設巡回調査及び家畜衛生事情調査のため7年7月にメキシコ・コスタリカ・ホン

ジュラスへ、10月に中国へ、12月にブラジル、香港・フィリピンへ、8年1月にアルゼンチン・ウルグアイへ、2月にタイへ、清浄国食肉処理施設の調査のため7年10月に台湾、アイルランド・アイスランドへ、11月に米国へ、非加熱ハム製造施設及び加熱処理施設調査のため7月にイタリアへ、非加熱ハムの輸出検査のため7年10月、8年2月にイタリアへ、豚コレラ事情調査のため7年11月ドイツへ、豚流行性下痢症の防疫対策調査のため8年3月に韓国へ、口蹄疫予防液製造・検定の立会のため8年1月に英国へ、それぞれ専門家を派遣した。

## 第9節 畜産新技術普及対策等

### 1 畜産技術普及事業

#### (1) 受精卵移植普及定着化事業

##### ア 牛受精卵型

受精卵移植技術の高位平準化及び一層の普及・定着化を図るため、熟練技術者養成のための研修及び巡回指導等を行うとともに、受精卵移植技術の簡易化、安定化を図るために、各都道府県畜産試験場が連携して共同試験を行う事業を34府県で実施した。

##### イ 豚受精卵型

優良な種雌豚の効率的利用及び慢性疾病の清浄化等の有効な手段となる、豚の受精卵移植に必要な器具機材などの整備、実用化試験の実施、受胎成績の調査等を全国5県の畜産試験場で実施した。

#### (2) 先進的畜産育成特別対策推進指導事業うち畜産バイオテク実用化技術開発促進型

我が国の畜産経営基盤強化に画期的な役割を果たすことが期待される、核移植及び性別別等の畜産バイオテクノロジー技術の開発・実用化を図るため、実用化促進体制の整備及び畜産バイオテクノロジーの開発(試験用器具機材を含む)を目指す事業を実施した。

##### ア 技術普及促進

学識経験者等による技術推進委員会の開催及び情報の収集伝達を実施した。

##### イ 技術開発

先進的な民間企業・団体等の家畜受精卵移植技術研究組合を結成し、畜産バイオテクノロジーの開発及びこれに必要な機械器具、試験用家畜等の整備を行う事業を実施した。

#### (3) 受精卵移植活用促進事業

受精卵移植技術の普及・定着の促進のため、良質な受精卵の安定供給を行う次の事業を実施した。

##### ア 受精卵活用体制整備型

###### (ア) ステーション

受精卵の供給に必要な供卵牛群の整備を行うとともに、体内受精卵の採取・供給又は体外受精卵生産に係る実用化技術開発のために必要な施設及び機械器具の設置を8県で行った。

###### (イ) フィールド

農家等が飼養する供卵牛から受精卵を採取し、供給するために必要な施設及び機械器具の設置を行い、農家等が飼養する供卵牛から受精卵を採取・供給するとともに、受胎率の向上のための技術指導を11県で行った。

##### イ 受精卵活用育種モデル型

肉用牛の新しい育種手法をモデル的に実施するために必要な施設の整備、受精卵移植を利用したきょうだい検定及び間接検定に関する調査及び調査成績の集計・分析を7県で実施した。

#### (4) 家畜雌雄産み分け技術利用促進事業

酪農及び肉用牛経営の収益性の向上に結びつくと期待される家畜受精卵の雌雄産み分け技術及びクローニング家畜生産技術について、各都道府県の畜産試験場等を中心に必要な施設の整備、技術者の養成を行うとともに、雌雄産み分け技術及びクローニング家畜の生産をモデル的に実施し、技術利用の促進を図る。

##### ア 家畜雌雄産み分け技術利用促進施設整備事業

受精卵を活用した雌雄産み分け及びクローニング家畜生産技術に必要な施設(クリーンルーム等)、機器(PCR装置、細胞融合装置等)の整備を9県で行った。

##### イ 家畜雌雄産み分け技術利用促進事業

技術者を養成するための技術講習会の開催、技術向上のための技術検討会、モデル農家における実証展示等を25県で行った。

#### (5) DNA育種基盤整備事業

バイオテクノロジーの進展の中で、DNA解析技術の利用による育種・改良技術の飛躍的向上が期待されている。

このため、疾病記録、血統記録等基礎情報を整備・分析するとともに、併せて、疾病記録、血統記録等の明らかな家畜のDNA(血液等)の確保・分析を進め、DNA育種の基盤を整備する。

##### ア 抗病性育種基盤情報整備事業

###### (ア) 都道府県レベル

血統的に疾病に強い家畜を選び出すため、疾病記録及び血統記録を収集・整理し、疾病と血統の相関関係を分析する。

さらに、DNAを確保し、疾病との関連性を分析する。

平成7年度は12道県で実施した。

(1) 全国レベル

(ア)で収集・整理された情報を収集し、全国レベルで疾病記録・血統記録の相関関係を分析し、都道府県にフィードバックする。

イ 検定家畜等のDNA確保・分析事業

DNA型を利用した肉質等の遺伝的改良を進めるため、検定家畜等のDNAを確保するとともに、併せてこれまでに判明しているDNA型について経済形質との関連性を分析する。

平成7年度は13道県で実施した。

## 2 中央競馬及び地方競馬

7年度における我が国の競馬は、中央競馬及び地方競馬が36(うち併用4)競馬場において合計463回2,771日開催され、入場人員2,602万人、売得金は4兆4,807億円となった。

(1) 中央競馬

7年度(1~12月)の中央競馬は、1月17日の阪神、淡路大震災により阪神競馬場が損壊したため、開催日割を他の競馬場へ振替える等により、札幌、函館、福島、新潟、中山、東京、中京、京都、阪神及び小倉の10競馬場において、合計36回、288日開催された。

売得金は3兆7,666億円、入場人員は1,374万人となり、前年比では売得金は1.05%減少したが、入場人員は4.2%増加した。

場外発売は、北海道4か所(札幌、釧路、静内、室蘭)、関東12か所(銀座、後楽園、新宿、渋谷、錦糸町、浅草、新橋、横浜、銀座通り、石和、立川、田無)、関西9か所(梅田、難波、道頓堀、京都、神戸、名古屋、広島、高松、八幡)の計25か所の場外発売場のほか電話投票所及び非開催競馬場を使用して行われており、総

売上額の87.0%に相当する3兆2,818億円を発売した。

この結果、売得金総額の10%に相当する3,766億円を第1国庫納付金として納付するとともに、7年度決算により生じた利益剰余金の50%に相当する648億円を第2国庫納付金として納付した。

中央競馬の馬主、調教師、騎手及び競走馬は、日本中央競馬会が行う登録または免許を受けなければならないが、8年3月1日現在では、馬主2,818名(うち法人359)、調教師227名、騎手186名、登録馬6,345頭となっており、またきゅう務員等2,720名となっている。

(2) 地方競馬

7年度(4~3月)の地方競馬は、全国の28競馬場において25の主催者(道県4、指定7市、一部事務組合14)が開催し、開催回数427回(うち特別競馬分として25回、平成7年の兵庫県南部地震に係る被害等による開催日の変更として1回、兵庫県南部地震災害復旧競馬として10回を含む。)、開催日数2,483日、入場人員1,228万人、売得金額7,141億円となり、前年比では入場人員が2.2%減少し、売得金は2.4%減少した。

また、地方公共団体の一般会計等への繰入額合計は前年比16.5%減の66億円となり、道県及び指定市町村の一般会計等に繰り入れられ、学校施設、一般土木、農林水産振興、社会福祉等の経費に充当されている。

地方競馬の馬主、調教師、調教師補佐、騎手及び競走馬は、地方競馬全国協会が行う登録又は免許を受けなければならないが、8年3月31日現在では、馬主7,967名、調教師915名、調教師補佐49名、騎手641名、登録馬28,089頭となっており、また、8年4月1日現在の認定きゅう務員は5,059名となっている。

地方競馬全国協会の業務として行っている畜産振興補助事業の7年度実績は、件数674件、金額は約52億円となっている。

表19 中央競馬開催状況

年 次	開催回数	開催日数	入場人員	勝馬投票券 売得金額	国庫納付金		
					第 1	第 2	特 別
年	回	日	千人	百万円	百万円	百万円	百万円
3	36	288	11,847	3,433,803	343,380	104,129	—
4	36	288	12,821	3,613,879	361,388	92,709	—
5	36	288	13,404	3,745,417	374,542	89,661	—
6	36	288	13,193	3,806,592	380,659	82,872	—
7	36	288	13,741	3,766,602	376,660	64,838	—

表20 地方競馬開催状況

年 次	開 催 競馬場数	主催者数	開催回数	開催日数	入場人員 千人	勝馬投票券 売得金額 百万円	収益金額 百万円
年			回	日			
3	30	25	414	2,417	14,665	986,239	27,156
4	29	25	416	2,438	13,915	888,180	24,213
5	28	25	417	2,432	13,405	805,964	14,169
6	29	25	412	2,386	12,554	732,028	7,927
7	28	25	427	2,483	12,280	714,128	6,610

表21 地方競馬収益金（一般会計等繰入金）の使途

(単位：百万円)

繰 入 金 (内訳)	6,610		
学 校 施 設	1,357	警 察 ・ 消 防	14
一 般 土 木	1,670	災 害 復 旧	18
公 常 住 宅	65	社 会 福 祉	550
農 林 水 産 振 興	694	医 療 普 及	363
公 共 施 設	92	ス ポ ー ツ 振 興	79
失 業 対 策	6	そ の 他	1,605
都 市 計 画 等	97		

